

第3章 長浜市における歴史文化資産の保存活用の考え方

1 保存活用の基本となる目標と方針

(1) 保存活用の現状

長浜市における文化財の歴史文化資産の保存活用の現状を見てみよう。国・県・市の指定文化財については、それを保存・活用するための人材や施設、それに資金が不足している現実がある。文化財の保存活用団体が必ずしも整っておらず、博物館・資料館の収蔵庫は飽和状態で文化財を収蔵する施設も不足している。さらに、その保存・修理、施設の運営に関わる資金も、人口減が進むなか捻出が難しくなっている。

さらに、未指定の文化財については、地域において何が文化財であるかが認識されていない現状がある。このような実情を鑑み、文化財を歴史文化資産として、地域の道標^{みちしるべ}として明るい将来を創るために、以下の目標を定める。

(2) 保存活用の基本目標

地域の光を未来へつなぐ歴史文化都市・長浜

文化財は、その活用の上では歴史文化資産と言え、古くから人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで多くの人々の不断の努力により守り伝えられてきた貴重な財産＝「光」である。これらの文化財を確実に後世へ受け継いでいくことは、文化財所有者・保存活用団体や行政だけではなく、地域住民の力が不可欠である。

文化財を地域において保存活用していくためには、①地域における文化財を把握する、②文化財についての情報を発信する、③長浜市の文化財の価値が内外から評価され市民の誇りとなる、④保存伝承のための「人」・「もの」・「資金」を確保する、この①～④の自然な循環を生み出させ、文化財を歴史文化資産として保存活用する必要がある。

本構想の目標は、この循環が市内において引き起こされる体制を構築し、歴史文化を地域づくりの核としていくことにある。

(3) 保存活用の基本方針

長浜市では、文化財を歴史文化資産として保存活用し、地域教育、観光振興、地域づくりを進めることを目標とし、「文化財の保存活用は地域で」を理念に、以下の基本方針を定める。

①文化財の保存活用は「個人」から「地域」へ

【文化財を地域で守る体制を確立する】

「地域の光」である文化財の保存活用は、国・県・市から個人・法人・保存活用団体という「縦」系の施策ではなく、保存活用団体や地域づくり協議会など、市民同士の連携による自立的な「横」系の体制を確立する。この「横」系の文化財保存活用により、文化財を歴史文化資産として地域で守り育てる体制を確立する。

②文化財の保存活用は「指定」から「把握」へ

【総合的な文化財把握に努める】

これまでの行政が行なう文化財の「指定」・「選定」・「登録」といった手法のみではなく、未指定を含めた文化財の^{しつかい}悉皆調査を行ない、破壊・散逸が懸念される文化財の保護に努める。その中で、地域にとっての文化財を把握し、歴史文化資産として地域や市民と共に守り、活用する体制を構築していく。

③文化財の把握は「点」から「面」へ

【重点《関連文化財群》・重点《歴史文化保存活用区域》を設定する】

本方針では文化財を「点」ではなく「面」ととらえるため、ジャンル別の重点《関連文化財群》と、エリア別の重点《歴史文化保存活用区域》を設定し(第4・5章を参照)、これらのテーマを密接に関連づけながら、全市域において文化財を歴史文化遺産として「面的」に保存活用する体制を市民協働で進めていく。

④長浜市の行政計画との連動を図る

【他計画と連動して効果を倍増させる】

令和2年度からの開始を予定している「第2期歴史的風致維持向上計画」や「長浜市景観まちづくり計画」など、第2章で示した行政計画と、歴史文化資産の保存活用を連動させることで、より大きな効果を上げるよう努める。

⑤保存伝承の資金は「扶助」から「共助」へ

【資金メニューを揃える】

地域や個人・法人・保存活用団体が、文化財の保存活用を行うための財源メニューを揃えて提示していく。行政として文化財保存活用基金を創設する方向性も検討すべきであるが、必ずしも行政に頼らない文化財の保存活用が可能な体制を、上記の「横」系の体制の中で確立することも重要である。その中では、文化財で「稼ぐ」発想もいとわない。

⑥博物館・資料館は「展示」と共に「収蔵」を重視

【保存活用施設の役割を高める】

有形文化財(特に美術工芸品・有形民俗文化財)については、個人・法人や地域で保存できなくなった場合の保管場所として、市内博物館・資料館にある収蔵施設の充実を図っていく。市内博物館・資料館については、施設の再編を図ると共に、収蔵した文化財を、歴史文化遺産として展示公開する機能を高める。

⑦文化財を保存活用する人材を確保する

【人材育成と技術者の養成】

文化財を歴史文化遺産として次代につなぐため、多様な学習機会を設定し、歴史文化ガイドブックの作成を行なうなど、小中学生や高校生への歴史・文化財学習が積極的に行なえるような地域の体制を整える。さらに、歴史文化資産を学び語り伝える人材を発掘し、歴史文化に関する解説書を充実させるなど学習の機会を提供する。また、文化財の保存・修理に関わる技術者養成の支援を行ない、可能な限り市内において文化財修理が行なえるような体制づくりに努める。

⑧文化財情報を世界と共有化する

【文化財情報のデジタルアーカイブ化を進める】

市内の文化財の写真・解説、講演会や伝統行事などのデジタル化を進め、データベース化しSNSなどを通して世界共有の情報とし、歴史文化資産として活用することに努める。また、このデータベースを文化財の保存活用に活用していく。

(4) 類型別文化財の保存活用方針

ア) 建造物

すでに指定・登録を受けている建造物は、積極的に保存活用の措置を講じる。また、記録保存が必要である未指定の歴史的建造物を選び出し、保存の必要性を周知していく必要がある。ただし、市内に残る歴史的建造物すべてを保存することは不可能であり、指定・登録保存に代えて、長浜市独自の記録を含む保存制度の創設を検討しなければならない。

現在、市内には桃山時代を代表する都久夫須麻神社本殿(国宝)・宝厳寺唐門(国宝)をはじめとして、江戸時代の浄土真宗伽藍を色濃く伝える大通寺の建造物群(重要文化財・市指定)、田中家住宅・辻家住宅・中村家住宅(重要文化財)などの江戸時代に建築された民家、明治15年(1882)に建築された現存最古の鉄道駅舎である旧長浜駅本屋(県指定)などの特徴的かつ時代色豊かな歴史的建造物が指定を受けて現存している。

しかし、今なお膨大な数の歴史的建造物が、その存在を広く知られることなく残されている。寺社建築については、江戸時代に本市で活躍した代表的な大工である藤岡和泉・西嶋但馬・宮部太平らが手掛けた作品が残され、本市の寺社建築の歴史を語るうえでは欠かすことのできないものである。民家建築については、余呉型と呼称される民家が市内の各所に残され、滋賀県を代表する民家形式として全国的に知られており、本市の江戸時代における住文化を語るうえでは欠かすことができないものである。

明治期以降の近代においては、鐘紡(現：KBセーレン)長浜工場や近江ベルベット、土倉鉾山跡、隧道、鉄道廃線路などの近代化遺産がある。これらについてはほとんどが未指定であり、今後調査を積極的に進め、必要に応じて市指定あるいは登録などの保存措置を検討していかなければならない。市民との協働によって記録保存が必要である未指定歴史的建造物を選び出し、保存の必要性を周知していく必要がある。

また、上記に示した市内に残る歴史的建造物すべてを指定して保存することは不可能であり、指定保存に替わる新たな制度として、長浜市独自の記録保存制度の創設を検討しなければならない。記録保存の内容としては、建築的特徴の調書作成や図面作成のための実測、写真撮影などが挙げられる。

イ) 伝統的建造物群

市内には伝統的建造物群保存地区は現在ないが、これまでに保存対策調査が行なわれた旧北国街道木之本宿、長浜市街地の町並み、それに調査は行なわれていないが、余呉町菅並の余呉型民家群は、重要伝統的建造物群保存地区への選定を目指していく。

現在、市内には伝統的建造物群保存地区はない。これまでに市内で実施された保存対策調査は、平成5年度に旧北国街道木之本宿の町並みについての『旧北国街道木之本宿伝統的建造物保存対策調査報告書』、平成7年度の長浜市街地の町並みについての『長浜市伝統的建造物群保存対策調査報告書』があげられるが、いずれも調査後の選定に向けての動きがないまま現在に至っている。

木之本宿については、一部で選定に向けた機運が高まりつつある状況であるが、住民総意によって選定を進めていけるかどうかは今後の課題である。また、宿場内での核となる建造物を国登録有形文化財とすることや、単体の国・県・市指定も積極的に行ない、国選定重要伝統的建造物群保存地区を目指していく。令和2年度からの運用を予定している「第2期 歴史的風致維持向上計画」では、北国街道木之本宿を重点地区に追加する予定である。

長浜市街地については、株式会社黒壁によるまちづくりが根付き、ガラス文化を中心とした魅力あるまちづくりが進められている。その中で、「日本遺産」の認定を目指したまちづくりへの摸索も行なわれるなか、平成7年策定の「長浜市伝統的建造物群保存対策調査報告書」を再検討して、新たな形での歴史的な町並みの保存活用を図っていく必要がある。

さらに、余呉町菅並地区には鉄板が被せられた民家が並ぶが、ヨシ葺屋根の余呉型民家が多数残存し、伝統的な農村住居景観が保持されている。この地区については保存対策調査を実施し、丹生ダム対策や地域振興事業との連動を図りながら、重要伝統的建造物群保存地区選定を視野に入れつつ、地域住民と共に保存活用に向けての検討を進めていく必要があるだろう。

ウ)有形文化財(美術工芸品)

文化財を地域で守る人材不足や、文化財の安全対策に対する需要が進むと考えられるため、所有者の連絡協議会を設立し、各種団体やボランティアの助けを借りて、地域における文化財保存活用のネットワークを構築し、文化財を地域で守る体制を確立する。その上で、地域で守りきれなくなった美術工芸品を収納するため、市内博物館・資料館の収蔵庫の充実を図っていく必要がある。

長浜市には、各自治会に神社とともに仏堂が所在し、神仏習合の名残が随所に見られる。仏堂の多くが天台宗寺院の由緒を伝えるが、室町時代以降、特に戦国時代に大きく宗教的变化があり、現在は自治会が管理し、住民たちの手によって神社とともに護持・運営しているところがほとんどである。しかし、地域によっては過疎化・高齢化が進み、寺社や仏堂の世話をする人材不足に悩まされている自治会も少なくない。

また、美術工芸品である絵画・仏(神)像・工芸品・書跡・典籍・古文書・歴史資料などは、指定・未指定を含め修理を必要とするものもあるが、それを行なうには戸数が少なく、また跡継ぎがなく財政的な負担に耐えられないところも多い。このようにハードとソフトの両面の問題から、近年は地域の文化財を守る拠点である博物館や資料館に寄託するケースも増加傾向にある。

それらに対応するために、市内博物館・資料館の収蔵庫の充実を図っていく必要がある。温湿度管理された美術工芸品収蔵庫のみでなく、歴史資料・民俗資料収蔵庫も学校などの既存施設を活用しながら整備していく必要がある。特に、仏堂に収蔵された仏像については、(仮称)観音文化の里ミュージアムを建設し、地域で保管できない仏像を収

納していく。

今後、こういった文化財を地域で守る人材不足や、文化財の安全対策に対する需要は、さらに進むと考えられる。同じ問題を抱える所有者の連絡協議会の設立し、各種団体やボランティアの助けを借りて、保存管理について、地域と行政や警察などのネットワークの構築など、地域を挙げて文化財を守る体制づくりを行なう必要がある。

エ) 無形民俗文化財・有形民俗文化財・選定保存技術

市内の伝統芸能や行事を守るため、保存活用団体等の連携を強化することを目的に存在する「長浜市無形民俗文化財保存活用協議会」を中心に、時代とともに変化する祭礼・行事等の実態把握、記録作成、伝承活動を行なうための支援、担い手育成、公開の場の確保などを図る。また、有形民俗資料の収蔵庫の充実を図ると共に、文化財の修理技術や、それに用いられる材料及び道具の製作技術などの保存を積極的に支援していく。

長浜市には、長浜曳山祭や「上丹生の曳山茶碗祭」をはじめとする無形文化財や民俗文化財が多数存在するが、高齢化・過疎化などによる後継者の不足が大きな課題となっており、消滅の危機に瀕するものも少なくない。消滅の危険性があるものから指定・選択等の措置を講じる必要もあるだろう。

これら文化財の保存伝承を図っている市民活動団体等の連携を強化することを目的に、平成29年に立ち上げられた「長浜市無形民俗文化財保存活用協議会」を中心に、時代とともに変化する祭礼・行事等の実態把握、記録作成、伝統的活動を継承していくための支援、担い手育成、公開の場の確保などを図る。また、「上丹生の曳山茶碗祭」・「永久寺の蛇の舞」や「太鼓踊り」など、本市を特徴づける民俗行事においては、総合調査報告書・保存活用計画の作成を急ぐ。一方で、教育プログラムとの連携やイベント等における実演、祭具等の取り扱いや舞の作法等に関する伝承教室等を開催する。さらに、文化財の修理技術や、それに用いられる材料及び道具の製作技術などを、積極的に支援していく。

江戸時代の鉄砲の産地である国友町を中心に、市内高月町高月から関ヶ原に至って明治から昭和初期に建造された花火陣屋(煙火席)は、他地域にはない特異で特色ある有形民俗文化財であるので、現存する10基余りは総合調査を行ない文化財指定を目指していく。

また、長浜市に寄贈された民具については、既存施設を転用した収蔵庫で保存活用する。

滋賀県が「湖魚のなれずし」など5種類を、平成10年に滋賀県無形民俗文化財に選定しているように、地域に伝わった郷土食は、地域の歴史文化を反映した文化財と認識する必要がある。長浜市でも今後活用が可能な郷土食を指定文化財とし、市内の調理師・レストラン・食堂などと協調して、観光客への提供の機会を設けていきたい。また、方言や地名なども、貴重な民俗文化財として、調査・研究を深めたい。

オ) 史跡・名勝・記念物

史跡、名勝、記念物を後世に継承していくため、所有者の連絡協議会や保存活用団体の設置について検討し、長浜市と協働して活動を行うことができる体制を整える。そのうえで、総合文化財調査の実施、保存活用計画の策定、整備基本計画の策定と、それに基づく整備の実施を行なうと共に、新たな史跡・名勝指定も検討する。

長浜市における史跡、名勝、記念物については、国の史跡である小谷城跡をはじめとして国・県・市指定件数が58件281点にのぼる。一部の史跡・名勝にはすでに保存活用計画や整備基本計画を策定しているものもあるが、重点《関連文化財群》や重点《歴史文化保存活用区域》の中に含まれる史跡、名勝、記念物については、今後それぞれに総合調査の実施、保存活用計画の策定、整備基本計画の策定とそれに基づく整備を実施する必要がある。それに加え現在、民有地となっている史跡においては所有者の協力を得ながら、計画的に公有地化へ向け、取り組むことも必要である。また、本構想のため地域ごとに実施している総合的文化財調査の結果を元に、地域の文化財を新たに史跡や名勝等に指定することも検討する。

市内木之本町古橋に生息する特別天然記念物オオサンショウウオについては、古橋のオオサンショウウオを守る会・長浜バイオ大学との協力のもと、生態の解明を行なうと共に、良好な生息域の維持を図っていく。

これら史跡、名勝、記念物を後世に継承していくためには、関係者や住民の協力が必須である。そのためには、所有者の連絡協議会や保存活用団体の設置について検討し、長浜市と協働して活動を行なうことができる体制を整えることが重要である。

カ) 文化的景観

地域の生活や生業を維持しつつ、文化的景観を守り伝えるための整備を行なうには、選定時に定められている「重要な構成要素」の保存と整備について、整備基本計画を策定し実行していくのが最優先の課題である。また、菅浦以外の地域住民も含めた保存活用団体を立ち上げ、隣接する月出など、より広い地域で文化的景観を保存活用できるような体制を整える。

本市唯一の国の重要文化的景観に選定されている菅浦は、琵琶湖北端に位置し、山々が琵琶湖に迫った地形のもと、農作物・果樹・桑・タバコ等の農業、林業、おいさで漁や刺し網等の漁業、個人宅の庭先に建てられたヤンマー家庭工場の工業生産、これらを運ぶ水運等、社会・経済情勢の変化に対応し独自の発展をとげてきた、生活そのものが文化財と言える地である。

中世の菅浦は、隣村大浦と日指・諸河の土地を巡って争い、集落内の団結や高度な自治組織「惣」を作り、幾多の困難を乗り越えてきたことは、国宝「菅浦文書」に詳しい。重要文化的景観に選定されている菅浦の湖岸集落景観は、中世の精神を現在まで継承し、それと融合しながら美しい景観を形成している貴重な文化的景観である。

地域の生活や生業を維持しつつ、文化的景観を守り伝えるための整備を行なうには、選定時に定められている「重要な構成要素」の保存と整備を、整備基本計画を策定しつつ行なっていくのが最優先の課題である。そのうえで、公開領域と生活領域の区分、生業の振興を図る必要があり、日本遺産「琵琶湖とその水辺景観」に認定されていることを意識し、観光への活用も考慮しなければならない。必要であれば新たに「重要な構成要素」を選定する必要も生じる。また、地域内にある菅浦郷土史料館を文化的景観紹介の核となる施設として活用すべきだろう。

保存活用を進める組織としては、菅浦以外の地域住民も含めた保存活用団体を立ち上げ、隣接する西浅井町月出など、より広い地域の関連を考慮し、住民の支援を受けながら整備を行なう必要がある。また、この保存活用団体は、所有者不在の「重要な構成要素」についても、代替して修景・保存措置を行なえるよう環境整備を行なっていく。

キ) 埋蔵文化財

埋蔵文化財の保存活用のうえでは、それを広く多くの人に分かりやすく、公開することが必須である。市内施設での展示のほか、職員が各地に出向いて行なう講演が効果的な手段である。また、出土遺物の適切な保存管理のため、埋蔵文化財センターが必要であるが、史跡小谷城跡に新設する予定の(仮称)小谷城戦国体験ミュージアムに、その機能を併設すべきと考える。

市内全域に広がる埋蔵文化財包蔵地は数多く、近年の開発事業により保存できる遺跡もあるが、遺跡の破壊がなされるものが大多数である。開発事業による緊急発掘調査は、その地の歴史を知る最終手段でもあり、発掘調査により滅失してしまう財産でもある。そのため、的確な発掘調査を行ない、出土した遺構を正確に記録し、報告書を作成することが重要となってくる。

出土遺物は、それぞれの時代に生きたヒトが作った生活の道具である。地元で作っているモノ、他地域との交流により搬入されたモノなど多様な遺物が見られるが、発掘調査によって記録された遺構と合わせ、出土遺物からみるその遺跡の状況を報告書にまとめることは、地域の歴史を紐解くためにも非常に重要な作業である。

埋蔵文化財の保存活用のうえでは、先人が残した遺跡やモノを正しく報告し、それを広く多くの人に分かりやすく、公開することが必須である。公開の具体例としては、市内の博物館での展示のほか、職員が地域のコミュニティ主催の行事に参加し、各地の歴史を講演するといった取り組みが挙げられる。さらに、コンテナ1万箱にのぼる出土遺物については、埋蔵文化財センターを新設し、収蔵体制を確立していくべきである。

史跡小谷城跡の発掘調査については、なるべく多くの機会をとらえて、博物館・資料館での展示紹介を積極的に行なう。小谷城戦国歴史資料館を再編して建設する(仮称)小谷城戦国体験ミュージアムは、市内出土の考古資料の展示・収蔵を行なう埋蔵文化財センターの機能も合わせもたせる。また、長浜市役所本庁や各地のまちづくりセンターに展示ケースを設置し、その地区の発掘調査によって出土した遺物を展示する体制も整えていく。

このように、市内各地域から出土した埋蔵文化財を広く、地域に密着した形で公開を行なうことが、最も必要な施策となってくる。

2 保存活用の仕組みの創出

(1) 保存活用の仕組みづくりの方針

少子高齢化、後継者不足、相続の問題など、文化財を維持していく環境は厳しさを増している。文化財保護の補助金制度が充実しても、自己負担分が支払えないために申請を躊躇するケースがある。観光資源として活用しようにも、来場者対応できる人材がないために見送らざるを得ないケースもある。莫大な出陳謝礼や画像使用料で稼げる文化財ならともかく、もはや一個人の所有者だけで守り通すことは不可能であり、世代交代の際に流出してしまう危険性すらある。文化財保護のための「ヒト」と「資金」については、いよいよ喫緊の課題となっているのである。

今後は、所有者個人や行政のみに頼ることなく、文化財は「地域の宝」という観点

から、文化財周辺の住民を巻き込んで地域全体で保存活用していく必要がある。いわば文化財の「地域包括支援体制」のような保存活用の仕組みを創出していかなければならない。

(2) 保存活用の仕組みづくりの方策と継続

地域での文化財の保存活用を進めるには、その地にある文化財が、地域で支援するに値する歴史文化資産であること、さらに地域の発展にとって重要な「モノ」であることを地元住民に理解・再認識してもらわなければならない。

その上で、地域づくり協議会や保存活用団体により、地域で文化財を支える体制をつくり、「歴史文化資産の活用によって得た資金で文化財を守る」というサイクルをつくらなければならない。江戸時代には出開帳や居開帳、富籤^{とみくじ}といった自己資金の調達方法があった。現在でも、講や保存活用団体、自治会など地縁に基づいた組織で文化財を守る姿が各地に例があるが、拝観料は低く抑えられ慎ましやかな経済活動に留まっている。地域外の人びとが「ヒト」的にも「資金」的にも関わられるような組織を結成することが望まれる。

従来の文化財補助金は、文化財指定を受けたものしか享受できないが、それとは別に、その歴史文化資源が地域づくりの核としてそのコミュニティに欠かかせないものである、という観点から周辺環境との関係性を評価し、その文化財を活かす地域づくりの「活動」に対して、補助金を交付する方法も考えられよう。

地域は補助金を受けながら、文化財単体の魅力だけでなく、関連する周辺環境を一体のものとして保存し、その関係性をストーリーに仕立てて観光や商業に活用していく。地域で文化財を活用することによって「資金」を創出し、それを文化財の保存・修理・伝承に充てる。このようなサイクルを文化財ごとに確立していければ、従来の指定文化財対象の補助事業では補えなかった、地域づくりのための文化財保存活用という方向性が可能になってこよう。

(3) 保存活用の具体策

以下の具体策は、文化財保存活用の基本方針に基づいたアクションプランであり、今後策定する「長浜市文化財保存活用地域計画」に盛り込み、可能なものから順次実行していく。

① 保存活用団体の創設

個別の文化財の保存活用は、保存活用団体を創設してその保存活用を図っていくのが望ましい。すでに設立されている場合は充実を図り、設立されていない場合は、その創設を促し、保存活用の体制を確立していくことが重要である。

② 地域づくり協議会における歴史文化資産の活用

また、地域ぐるみで文化財を保存活用するという考え方から、地域づくり協議会全体や担当部会において、イベント等による地域づくりへの歴史文化資産の活用方法を図るよう促していく。その場では、地域内の文化財の保存・修復経費の捻出方法についても検討を行なっていくべきだろう。

③ 「わが地域の文化財保存活用計画」の作成

長浜市内の地域づくり協議会ごとに、文化財保存活用のアクションプランを考案、それ

に関連する文化財を網羅し、その活用方策をまとめて「わが地域の文化財保存活用計画」を作成することを促す。地域づくり協議会からの申請を受け、長浜市が認定する制度とする。認定した計画については、長浜市が市民協働事業として支援を行なう。

④文化財保存活用貢献者・貢献団体への表彰制度を設ける

文化財保存活用に貢献した個人・団体を、一定の規則に基づき、長浜市が顕彰する制度を創出する。これにより、文化財保存活用の考え方の市民への普及を図る。

⑤既存の指定文化財制度の方針の明確化

長浜市指定文化財の新たな指定については、「長浜市文化財保護条例」に則り、積極的かつ計画的に行なっていく。その際、明確な方針によって指定候補を選定し、長浜市文化財保護審議会へ諮問する必要がある。その方針を以下のように定める。

ア) 破壊・損失の恐れがある未指定文化財

イ) 地域の誇り・シンボルとなり得る未指定文化財

ウ) 長浜市の政策上指定することが望まれる未指定文化財

⑥個別文化財の総合調査・保存活用計画策定を行なう

個別の文化財については、総合調査が必要なものはこれを行ない、また保存活用計画を策定していく。特に、建造物、無形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物は、収蔵庫への収納ができず、形状が絶えず変化していくものだけに、早急な保存活用計画の立案と、アクションプランとなる整備基本計画の策定が望まれるところである。

⑦歴史資料の散逸を防ぐため新たな市史編纂を行なう

歴史資料の散逸を防ぐため、長浜市や民間が所有する歴史資料(市の廃棄文書を歴史資料としたものを含む)を収集する「(仮称)長浜市歴史資料センター」を創設する。そのうえで、平成18年の市町合併以降の課題である、新たな市域(旧東浅井郡・伊香郡)を対象とした、資料編を中心とする『新修 長浜市史』の刊行を目指す。

⑧文化財解説サイン・看板類の増設

指定・未指定に関わらず、文化財の所在地に、その由来や意味・評価について解説したサイン・看板類が存在することは、文化財を歴史文化資産とするうえにおいて、大いに効果的な手段と考えられる。長浜市指定文化財においては設置を加速し、未指定文化財については、地域づくり協議会・保存活用団体・顕彰会・勉強会が設置する場合の支援を行なう。看板の形式は、QRコードを活用し、SNSでも発信するなど、新時代に対応した形式とする。

⑨歴史伝承・文化財を防災に生かす試み

長浜市の各地域には、洪水時の水位線の記録や、震災時の歴史伝承を伝える場所がある。これらを、防災マップ上にプロットし、今後の長浜市の防災対策に活かす試みに取り組む。

3 ストーリーによる歴史文化資産の保存活用

(1) 総合的な保存活用のための枠組

歴史文化を核とした長浜らしい「地域づくり」と「人材育成」を進めるために、ストーリーに基づいた歴史文化資産の総合的な保存活用の枠組として、当面においては以下に示す①・②を設定する。

①ジャンルに基づく重点《関連文化財群》の設定

第2章1(5)で示した6つの長浜市の歴史文化の特性に基づき、市内に存在する多種多様な文化財をグループ化するためのストーリーを与え、個々の文化財だけでは理解しにくい新たな価値を発見するために、6つの重点《関連文化財群》を設定する。

②エリアに根ざした重点《歴史文化保存活用区域》の設定

特定地域に集中して存在する文化財をグループ化しストーリーを与え、文化的な空間を創出するための範囲として、6つの重点《歴史文化保存活用区域》を設定する。

(2) 総合的な保存活用の方策

上記(1)で設定した①・②についての整備方針を示す。

①ジャンルに基づく重点《関連文化財群》整備の方策

設定した6つの重点《関連文化財群》について、文化財群としての新たな魅力や価値を分かりやすく伝え、文化財の総合的な保存活用が可能となるように、長浜市として積極的な施策を行っていく。

②エリアに根ざした重点《歴史文化保存活用区域》整備の方策

設定した6つの重点《歴史文化保存活用区域》について、この区域の景観保全や観光振興、地域振興などの様々な施策との連携が可能となるように、長浜市として積極的な施策を行っていく。

4 文化財の防災についての考え方

(1) 防災に対する基本方針の必要性

さまざまな環境のなか市内で守られている文化財については、たえず火災や地震・台風・大雪など自然災害、それに盗難などの危害にあう危険性をはらんでいる。未指定の文化財を含む幅広い歴史文化資産をこれらの災害から守るため、「長浜市地域防災計画」（平成30年）に従いつつも、個別の事例に応じた対策を講じておく必要がある。

(2) 災害別の防災対策

ア) 文化財の防火対策

文化財指定を受けた建物や、歴史文化的価値がある建物付近における焚き火や喫煙制限についての周知を図り、火災防止に努める。また、指定文化財の所有者や管理者に向けては、自動火災報知器や消火器などの消火設備や、防火壁などの防火設備の整備を促す。これにともなう補助金制度も、市民に対し周知する必要があるだろう。非常時に消火設備の使用が適切に行なわれ、かつ消防機関への迅速な通報が可能になるよう、設備の点検を怠らず、文化財の避難を意識した防火訓練を定期的に行なう必要がある。

イ) 文化財の防災対策

「長浜市指定文化財地図」や過去の風水害や震災の被害状況、さらに長浜市防災ハザードマップ(洪水・土砂災害)を参照し、文化財防災マップを作成する。これについて、行政・地域住民・文化財所有者間で情報を共有し、役割分担について話し合うなど、具体的な防災・減災活動を行なう。

また、老朽化が進む歴史的建造物については、専門家による耐震診断を促し、耐震工事が必要と判断されたものについては、その対策や工事の見通しを明確にする必要がある。

ウ) 文化財の防犯対策

防犯については、防犯ブザー・ベルなどの防犯設備の設置を促すほか、指定文化財への補助金制度についても周知を促す必要がある。また、盗難を受けた場合においては、文化財の法量や写真データがあると、警察による捜索や、発見された盗品との同定において有効である。寺院什物や神社宝物、個人蔵の未指定を含む文化財について目録化を行ない、その現状を記録・写真撮影し、データを保管しておく大切さを周知する。あわせて、その事業を支援する必要がある。また、地域住民・文化財所有者によるパトロールも定期的に行なうよう促していきたい。

(3) 文化財防災意識の浸透

文化財保護週間や文化財防火デー、地域の防災訓練の機会をとらえて、市民に対して文化財防災の意識を浸透させる必要がある。特に、文化財所在地に保存・保管されている文化財の価値について解説した解説サイン・看板類を設置することは、災害時における地域住民の迅速な対応を促す意味で重要である。